

（昼間走行灯）

第33条の2 保安基準第34条の3が適用される自動車は、当分の間、細目告示第46条の2第1項及び別添52 4. 28. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第46条の2第1項及び別添52 4. 28. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と読み替えることができる。